

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和 5 年 8 月 25 日

公益財団法人富山県新世紀産業機構
理事長 伍嶋 二美男

1 業務概要

- (1) 業務名
公益財団法人富山県新世紀産業機構ホームページリニューアル業務委託
- (2) 業務内容
別紙「公益財団法人富山県新世紀産業機構ホームページリニューアル業務委託仕様書」参照
- (3) 発注課
事務局 企画管理課
- (4) 履行期限
契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (5) 提案限度額
1,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 資格要件

- (1) 参加者に必要な資格
プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。
 - ア 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
 - イ 対面又はオンラインにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること。
 - ウ プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
 - エ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
 - オ 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
 - カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に

該当しない者であること。

キ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ケ 次のいずれにも該当しないこと。

- 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること。
- 暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴団員が経営に実質的に関与していると認められること。
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
- 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

(2) 履行にあたり必要な要件

ア 過去の履行実績

令和 5 年 4 月 1 日から起算して、過去 5 年以内に種類もしくは規模をほぼ同じくするホームページ構築等の業務を受託し、引渡しを完了した経験があること。

イ 共同企業体での参加

共同企業体（JV）での参加を認める。

※ JVでの参加を希望する場合は、参加表明書提出前に、発注課へ JVでの参加資格申請を行うこと。

3 日程及び事務手続き

(1) 参加申込みについて

指定した期間内に、「参加申込書（様式第1号）」をメールにて発注課へ提出すること。

ア 受付期間

令和5年9月8日（金）午後5時まで

イ 提出方法

電子メール（提出の際は、電話で到達を確認すること）

件名は「公益財団法人富山県新世紀産業機構ホームページリニューアル業務委託公募プロポーザル参加申込」とすること。

E-mail: kikakukanri@tonio.or.jp TEL: 076-444-5600

(2) 質問について

指定した期間内に、「質問票」をメールにて発注課へ提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。

ア 受付期間

令和5年9月8日（金）午後5時まで

イ 提出方法

電子メール（提出の際は、電話で到達を確認すること）

件名は「公益財団法人富山県新世紀産業機構ホームページリニューアル業務委託公募プロポーザル質問」とすること。

E-mail: kikakukanri@tonio.or.jp TEL: 076-444-5600

ウ 回答方法

質問に対する回答は、すべての参加者に対し、電子メールで回答する。

(3) 提案書について

ア 受付期間

令和5年9月13日（水）午前9時から同年9月19日（火）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

発注課への持参又は郵送により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出書類

- ① 提案書 9部

- ② 提案書（概要版） 9 部
- ③ ホームページ構築実績 9 部
- ④ 会社概要 9 部

※別途、①、②の電子データ（PDF ファイル形式）を電子メールにて提出すること。

E-mail: kikakukanri@tonio.or.jp

エ 記載内容

別紙「提案書等作成要領」を参照すること。

(6) 一次審査について

参加希望者が5者以上の場合は、提案書をもとに一次審査を実施する。一次審査を実施した場合の結果についてはメールで通知し、一次審査通過者が(7)のヒアリングに参加するものとする。

(7) ヒアリングについて

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施する。

ア 実施日

令和5年9月下旬（詳細は別途通知する。）

イ 実施方法

オンライン（Zoom で実施。ミーティング情報は別途通知する。）

※ヒアリングの時間は、1社あたり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑回答10分程度）とする。

ウ 留意点

- 主たる説明は提案事業者が任命する予定のプロジェクトマネージャーもしくはプロジェクトリーダーが実施するものとし、再委託事業者等による説明は認めない。ただし、質疑応答の際は、説明者以外（再委託事業者を含む）の発言も認める。
- プレゼンテーションの内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の投影は認めない。ただし、質疑応答の際には、提案書以外の資料の投影も認める。

(8) 選定方法・結果の通知について

ア 受託候補者の選定方法

当機構が設置するプロポーザル審査委員会において、評価基準表に基づき、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い、受託候補者を選定する。

ウ 結果通知

審査結果については、選定結果にかかわらず、後日メールで通知する。
なお、採否に関する質問は受け付けない。また、提案者は、プロポーザル実施後に、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないこととする。

4 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできない。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑤ 実施要領の内容を遵守しない場合
- ⑥ その他選考委員会が不適合と認める場合

5 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (3) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがある。
- (4) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、機構に帰属するものとする。

(担当) 事務局 企画管理課
(電話) 076-444-5600
(メール) kikakukanri@tonio.or.jp